

地震保険と当社

地震保険制度発足の経緯

わが国は、世界的にも「地震国」といわれていますが、地震災害は、その発生が不確実であることや大地震の場合には甚大な被害をもたらすことから、通常では保険としては成立しにくいものと考えられていました。そのため過去において長年にわたり、地震保険制度についての研究、論議が繰り返されてきましたが、なかなか実現には至りませんでした。しかし、震災によって家屋・家財等の生活基盤を失った被災者の生活再建に役立つ家計地震保険(注)制度の創設は社会的な要請であり、損害保険業界において制度創設の研究が

進められていました。

昭和39年6月の新潟地震を契機に実現に向けての気運が高まり、政府と損害保険業界で保険制度を検討した結果、昭和41年5月に「地震保険に関する法律」が制定され、この法律にもとづいて家計地震保険制度が発足し、当社が設立されました。

当社は、損害保険会社が引き受けた地震保険契約の全責任を再保険により引き受ける重要な役割を担っています。詳しくはP16 再保険のしくみをご覧ください。

わが国では、地震保険制度発足後も、甚大な被害を伴う大きな地震が全国各地で発生していますが、当社で過去お支払いした再保険金の上位10地震等の震源地およびマグニチュードは、下図のとりの分布となっています。

地震名に記載の番号は、支払額の順位です。詳細はP20をご覧ください。



(注) 損害保険では、家庭の様々な危険に対処するために個人が加入する保険を「家計分野の保険」とし、企業の様々な危険に対処するために企業が加入する保険を「企業分野の保険」として区別しています。地震保険に関しても個人が加入する保険を「家計地震保険」と呼び、企業向けの地震保険とは商品内容を異にしています。「地震保険に関する法律」は家計地震保険を対象として制定されています。

大震災への対応

当社の重要な使命は大震災の際、迅速かつ確実に再保険金を支払うことです。このため平時においても常勤役員と全管理職により構成された震災対策委員会を常設して、大震災に備えた訓練や体制整備を毎年定期的実施しています。また、資産の管理・運用は、再保険金の支払いに支障をきたさないよう流動性(換金性)、安全性に細心の注意を払っています。具体的には次のとおりです。

震災対策委員会とその活動内容

部門横断の会社組織として震災対策委員会を常設し、年間計画にもとづき大震災を想定した初期行動、震災対策本部の設置、再保険金支払演習等の訓練や緊急対応マニュアルの整備点検等を実施しています。

また、資金繰りまで含めた支払体制の点検については、すでに平成14年度に東京都の「区部直下型地震」の被害想定でシミュレーションして実施済みですが、今後更に、平成16年度に業界と共同してスタートさせた首都直下型地震の被害想定研究プロジェクトチームの結果を反映させて、支払体制を再整備する予定です。

資金調達体制整備

当社は、再保険金の支払いに備えて、常に流動性の高い高格付け債券を中心に運用し、基本的には4日以内にほぼ全資産を換金できるように準備しています。しかし、首都圏で大地震が発生した場合は、市場が機能せず換金が困難な状況もしくは著しく不利な価格で売却せざるを得ない状況も予想されます。こうした事態に備え、再保険金の支払いに万全を期すために銀行と融資協定を締結しています。